

議案第41号

磐田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市火災予防条例の一部を改正する条例

磐田市火災予防条例（平成17年磐田市条例第216号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）」を「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び第2章の3 林野火災の予防（第38条維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）の8・第38条の9）」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第9条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第10条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設

備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第12条の2第1項中「第64条第14号」を「第64条第15号」に改める。

第38条中「火災に関する警報が」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が」に改め、同条第7号を削る。

第38条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第2章の2の次に次の1章を加える。

第2章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第62条の3第1項第3号中「第65条」を「第65条第1項」に改める。

第64条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第65条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に1条を加える改正規定並びに第10条、第12条の2第1項、第38条の7第1項第1号及び第64条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

磐田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）</p> <p>（追加）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則 略</p> <p>（乾燥設備）</p> <p>第9条 略</p> <p>（追加）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）</p> <p><u>第2章の3 林野火災の予防（第38条の8・第38条の9）</u></p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則 略</p> <p>（乾燥設備）</p> <p>第9条 略</p> <p>（簡易サウナ設備）</p> <p><u>第9条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基</u></p>

現行	改正案
<p>(<u>サウナ設備</u>)</p> <p>第10条 <u>サウナ室に設ける放熱設備</u> (以下「サウナ設備」という。) _____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第64条第14号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項(第9号を除く。)並びに第18条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第38条 <u>火災に関する警報</u>が _____ 発せられた場合における火の使用については、次に</p>	<p>準については、第2条(第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第7条第1項の規定を準用する。</p> <p>(<u>一般サウナ設備</u>)</p> <p>第10条 <u>一般サウナ設備</u>(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第64条第15号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項(第9号を除く。)並びに第18条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第38条 <u>火災に関する警報</u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に</p>

現行	改正案
<p>定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第38条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(追加)</p>	<p>定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(削除)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第38条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器、感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第2章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発し</u></p>

現行	改正案
<p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第65条</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(追加)</p> <p>(8) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(9)～(18) 略</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第65条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>	<p><u>たときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第65条第1項</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。）</p> <p>(9) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(10)～(19) 略</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第65条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある<u>行為</u></p> <p><u> </u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある<u>行為（たき火を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>